

医療機関にかかるとき

● 保険証を提示してください

医療機関での窓口負担割合は、現役並み所得世帯の方は**3割**、一定以上所得世帯の方は**2割**、それ以外の方は**1割**となります。



- 窓口負担割合は、世帯の所得と収入の水準で判定します。
- 医療機関等での窓口負担（食事代等は除く）は、医療機関ごとにそれぞれ1か月ごとの限度額までのお支払いとなります。
- 同じ月の外来と入院は別々に請求されます。

区分	対象者
3割負担	現役並み所得Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上※1
	現役並み所得Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上※1
	現役並み所得Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上※1※2※3
2割負担	一般（一定以上所得） 現役並み所得にあてはまらず、住民税課税所得28万円以上※1※4
	一般 現役並み所得にも、一般（一定以上所得）にも低所得Ⅰ・Ⅱにあてはまらない方
1割負担	低所得Ⅱ 住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方など
	低所得Ⅰ 住民税非課税世帯で、 ①世帯全員の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯員のみの方 ②老齢福祉年金受給者など

注意

- ※1 前年の12月31日（1月から7月までの場合は前々年）現在で、同一世帯に19歳未満の控除（扶養）対象者がいる世帯については、負担割合判定の際の住民税課税所得金額から、さらに調整額が控除されます。
- ※2 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等（所得から43万円を引いた額）の合計が210万円以下の被保険者及び同一世帯の被保険者は1割負担または2割負担となります。
- ※3 以下の方は3割負担から2割負担または1割負担となります。
○加入者本人の収入が383万円未満の方。（同一世帯にほかに75歳以上の方がいない場合）
○加入者本人と70歳以上の方全員の収入合計額が520万円未満の方。
※場合によっては基準収入額適用申請が必要となります。
- ※4 以下の方は2割負担から1割負担となります。
○加入者本人の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円未満の方。（同一世帯に75歳以上の方がいない場合）
○加入者本人と同一世帯の加入者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円未満の方。

現役並み所得（Ⅰ・Ⅱ）該当の方

市町村窓口にて「限度額適用認定証」を申請し、保険証と一緒に医療機関に提示すると、負担限度額が下がります。

「限度額適用認定証」

高知県高齢者医療制度適用認定証	
有効期限	令和 7年 7月 31日
交付年月日	令和 6年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	〒〒〒市大字町大字町大字町大字町大字町
氏名	長寿 太郎
生年月日	昭和 8年 5月 1日
発給期日	令和 6年 8月 1日
適用区分	現役Ⅰ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	山形県後期高齢者医療広域連合

※令和6年12月2日から現行の「限度額適用認定証」は発行されなくなります。

所得の少ない方（低所得Ⅰ・Ⅱ）

入院した時や、外来の医療費が高額になる時は、事前に市町村窓口にて、「減額認定証」を申請し、保険証と一緒に医療機関に提示すると、負担限度額が下がります。

「減額認定証」

正式名称は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」といいます。

高知県高齢者医療制度適用認定証・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和 7年 7月 31日
交付年月日	令和 6年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	〒〒〒市大字町大字町大字町大字町大字町
氏名	長寿 太郎
生年月日	昭和 8年 5月 1日
発給期日	令和 6年 8月 1日
適用区分	低所得Ⅱ
長期入院記録	区分Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	山形県後期高齢者医療広域連合

※令和6年12月2日から現行の「減額認定証」は発行されなくなります。

● 自己負担限度額（月額）

医療機関や調剤薬局での窓口負担については、世帯の負担を軽減するために、1か月の自己負担限度額を設けています。



所得区分	1か月の自己負担限度額※1	
	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得Ⅲ	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1%（140,100円※2）	
現役並み所得Ⅱ	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1%（93,000円※2）	
現役並み所得Ⅰ	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%（44,400円※2）	
一般（一定以上所得）	18,000円（年間上限144,000円※3） （配慮措置有）	57,600円（44,400円※2）
一般	18,000円（年間上限144,000円※3）	
低所得Ⅱ	24,600円	
低所得Ⅰ	15,000円	

- ※1 月の途中で75歳に到達した方の誕生月分の限度額は、2分の1の額（障がい認定で加入している方を除く）となります。
- ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、()内の金額となります。
- ※3 一般区分の外来（個人）について1年間（8月から翌年7月）の自己負担額の合計額に144,000円の上限が設けられます。

● 入院した場合の食事代

医療機関に入院した場合、医療費とは別に食事代を支払う必要があります。この食事代は、下記のとおり、負担区分により異なる金額となります。

負担割合	区分	食事代（1食につき）
3割負担	現役並み所得	490円※1
	一般（一定以上所得）	
2割負担	一般	230円
	低所得Ⅱ	
1割負担	低所得Ⅱ	過去1年以内の入院日数が90日以下の場合 過去1年以内の入院日数が90日超えの場合
	低所得Ⅰ	110円

- ※1 指定特定医療を受ける指定難病の方は280円になります。
- ※2 適用を受けるためには市町村窓口での申請が必要となり、申請月の翌月初日からの適用になります。申請には、入院日数が90日を超えていることが確認できるもの（領収書等）が必要です。当広域連合および当広域連合へ異動する前の保険者または広域連合において市町村住民税非課税世帯に属する被保険者である期間中の入院日数が90日を超える場合、申請により「長期入院該当」が適用されます。

高額療養費制度

1か月間に支払った医療費の一部負担金を合算し、その額が1か月ごとの限度額を超えた場合、申請により超えた金額を「高額療養費」として支給します。申請が必要な方には広域連合から「高額療養費の支給申請のお知らせ」が届きますので、お住まいの市町村窓口で申請し、振込口座の登録をお願いします。（1度登録すると2回目以降の高額療養費は、登録した口座に自動的に振り込まれます。）

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える制度（配慮措置）があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、2割負担となる方の1か月の外来医療費の窓口負担増を、1割負担の額＋3,000円以内に抑える配慮措置が適用されます。（入院の医療費は対象外）
同一の医療機関での受診の場合は、窓口での負担が上限額までとなります。複数の医療機関等を受診した場合は、後日上限額を超えた部分を高額療養費として口座振込により払い戻します。

特定疾病の治療を受けるとき

厚生労働大臣が指定する特定疾病〔注〕の場合の自己負担限度額（月額）は10,000円です。特定疾病の適用を受けるには「特定疾病療養受療証」が必要となりますので、事前に市町村の担当窓口にて申請してください。なお、治療を受けるときは、保険証と一緒に医療機関等の窓口にて提示してください。

- 〔注〕
- 人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全
 - 血友病（血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅳ因子障害、または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害）
 - 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る）

高額介護合算療養費制度

同一世帯に属する加入者が8月1日から翌年7月31日までに支払った医療費の一部負担金と介護保険の一部負担金を合算し、その額が限度額を超えた場合、申請により超えた額を「高額介護合算療養費」として支給します。（限度額を超えた金額が500円以下の場合、支給対象となりません。）
申請が必要な方には広域連合から「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」が届きますので、お住まいの市町村窓口で申請してください。（申請は毎年必要です。）

あとから払い戻しが受けられるとき

次のような場合は、いったん窓口で全額を自己負担しますが、市町村の担当窓口にて申請して広域連合が必要と認められた場合、自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。

〔申請に必要なもの：保険証、通帳、マイナンバーがわかるもの〕

こんなとき	申請に必要な書類
医師が疾病などの治療を行う上で、必要と認められたコルセットなどの治療用器具を作ったとき	●医師の意見書（診断書） ●内訳の分かる領収書
急病やけがなどで、保険証を提示せずに治療を受けたことがやむを得ないと認められたとき ※単に保険証を忘れた場合などは対象となりません。	●診療報酬明細書（レセプト） ●領収書
海外渡航中に、急病やけがなどでやむを得ず治療を受けたとき ※治療目的での渡航や日本国内で保険適用となっていない治療は対象になりません。	●診療内容明細書 ●領収書 ●日本語翻訳文

交通事故等にあつたとき

交通事故等により第三者（加害者）から傷害を受けた場合、加害者が医療費を負担するのが原則ですが、届出をすると保険証を使用して医療機関を受診することができます。詳しくはお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

＜届出が必要となる事故の例＞

- 自動車、自転車等による交通事故（自損事故も含む）
- 飼い犬に咬まれたことによる怪我、けんかによる怪我
- 飲食店等で発生した食中毒等



ジェネリック医薬品を活用しましょう

今、飲んでいるお薬（先発医薬品）を、価格の安いジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えることで、お薬代の節約ができると見込まれる方に、「お知らせ」を8月頃に送付します。かかりつけの医師や薬剤師に、ジェネリック医薬品への切り替えを相談してみてください。（お医者さんの判断で、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。）

ジェネリック医薬品とは

処方されるお薬には先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と同じ成分を使って製造され、効き目や安全性が確認されているお薬です。また、お薬の価格が先発医薬品と比べて安いお薬です。

